

質 問 回 答

2015年1月13日

「(案件名)マリ国バマコ都市圏デジタル地形図作成プロジェクト」

(公示日:2014年12月24日/公示番号:141097)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書別紙「第3業務実施上の条件」12頁 5. 調査用資機材調達 (2) JICA がコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材	「ア契約の中に含まれる機材」以外にも、業務実施上必要な資機材が有り、これら機材を「イその他」として計上した場合、調査用資機材調達の1500万を超えてしまう可能性が有ります。 このような場合は「JICAによる調達機材」としてプロポーザルで提案し、総額を1500万以内にすべきでしょうか。もしくはそのまま本見積りに計上すべきでしょうか。	「ア 契約の中に含まれる機材」と「イ その他」とも本見積りにて積算願います。積算の結果1,500万円を超過しても構いませんが、契約交渉時に精査させていただくこととなります。
2	業務指示書別紙「第3業務実施上の条件」14頁 8. 安全管理	宿泊施設は安全対策上、原則貴セネガル事務所により3施設が指定されていますが、指定3施設は宿泊料の基準額(上限額)を大幅に超えています。 本案件は「見積作成ガイドライン(2014年4月)第3章直接経費の費目別説明(2)-1旅費(日当・宿泊料等)」に記載されているように、「当該宿泊料を超えて上限とすることを認める場合又はJICAが直接給付することとする場合」に適用しないのでしょうか。	2015年1月13日時点で、当該国業務における個別の宿泊料単価は設定していないため、通常どおり、格付に応じた宿泊料単価を上限に積算いただけますようお願いいたします。なお同国における宿泊料につき現在検討中であり、契約交渉時に対応について確認させていただきます。
3		本対象地(日本人専門家の活動範囲)は「一般管理費等の上限に10%を加算することを認める紛争影響国・地域」に含まれるのでしょうか。	当該国は、現時点では一般管理費等の加算対象外ですので、10%の加算無しで見積もってください。(但し、今後上記方針を見直される可能性があります)

以上